

○財務省告示第四百四十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年四月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年五月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第四百四十四回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格
債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

イ

入 価 札 格 発 競 行 争

国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 種 非 格 別 参 加 者 第 二 種 争 入 札 格 発 競 行 争

各 当 募 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 種 非 格 別 参 加 者 第 二 種 争 入 札 格 発 競 行 争

六

イ

発

入 価 札 格 発 競 行 争

国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 種 非 格 別 参 加 者 第 二 種 争 入 札 格 発 競 行 争

法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ け る

競 争 入 札 発 行 と い う 。 後 行 わ れ る 札 入 募 入 の 決 定 を し た 後 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 の 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 の 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 の

七							八																		
ハ				イ			ロ				ハ			ロ											
非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	
価	・	別	債	入	札	価	・	別	債	札	格	込	入	札	価	・	別	債	入	札	格	・	別	債	
格	第	参	市	発	行	格	第	参	市	格	金	争	格	第	参	市	格	第	参	市	格	第	参	市	
競	Ⅱ	加	場	発	争	競	Ⅰ	加	場	行	額	争	競	Ⅱ	加	場	競	Ⅰ	加	場	発	争	競	Ⅰ	
額	Ⅱ	加	場	発	争	競	Ⅰ	加	場	行	額	争	競	Ⅱ	加	場	競	Ⅰ	加	場	発	争	競	Ⅰ	
千	三	百	九	億	五	千	三	百	二	十	四	万	円												

き発行した利付国債についで

は、額面金額で七千四百九

億二千五百円（平成二十四年

度予算分）、特別会計に関する法

律第四十六條第一項の規定に基

づき発行した利付国債について

は、額面金額で千二百十九億九

千二百五十万

特別会計に関する法律第四十六

條第一項の規定に基づき発行し

た利付国債について、額面金額

で千三百十四億円

特別会計に関する法律第四十六

條第一項の規定に基づき発行し

た利付国債について、額面金額

で千三百十四億円

十 三	十 二								十	十	九	八										
の	経	入	価	・	別	債	行	争	非	者	特	国	入	価	発	行	振	額	最	行	争	
払	過	札	格	第	参	市	及	入	札	格	第	参	市	札	格	行	行	替		低	行	入
込	利	発	競	Ⅱ	加	場	び	札	格	第	参	市	札	格	行	行	単			額	入	札
み	子	行	争	非	者	特	国	発	競	Ⅰ	加	場	発	競	格	日	位			面	金	發

(二) 発行時において、その利子に

額面金額の総額× $\frac{1.5 \times 33}{100 \times 365}$

(一) 一年・五パーセントは、募入決定の通知を受けた者
は、払込金の通知を受けた者
の式による計算した金額を次算
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

五万円
振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
す。平成二十五年四月二十二日
平均額
十面金額百円につき九十九円六
十面金額百円につき九十九円四

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支
十九 払場所参加者

係る所得税が源泉徴収されるもの口は、振替口座簿中の口の
 ものとし、記録されるものは、前記の算式に
 座に記載又は記録されるものは、前記の算式に
 についで、前記の算式に
 より算出した金額から、当該乗
 額に百分の二十・三・五を乗
 じ、た金額（ただし、三・一五を乗
 を発行時において、当該債
 が非居住者又は外国人である
 る場合又は、前記の算式に
 より算出した金額に、当該非居
 住者又は外国人が適用を受
 ける所得税の税率を乗じた金
 額）を控除することができる。
 平成二十五年九月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{15}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎年三月二十日及び九月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成四十五年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者

二十
弘
込
期
日
平
成
二
十
五
年
四
月
二
十
二
日